

【タフ・すまいの保険(すまいの火災保険)、ハイパー家財(賃貸住宅居住者総合保険)、すまいの火災保険(マンション管理組合用)、地震保険用】

保険料払込取扱票払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

	用語	説明
あ	後払型決済手段	クレジットカード払、携帯電話料金合算払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
け	携帯電話会社	携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。
	携帯電話料金合算払	携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。
	決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面(注)による払込取扱票をいいます。 (注)当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。
ほ	保険料払込期日	保険証券記載の保険料払込期日をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに適用されます。

第2条(保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、保険料を一括して払い込むことができます。

- ① 保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、当社の定める決済手段によって保険料を払い込むことができます。
- ② 保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。

(2) 本条(1)①により保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点(注)で保険料の払込みがあったものとみなします。

(注) 払込みを行った時点とは、当社の定める決済手段による場合、その決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い手続きを行い、保険料相当額全額の払込手続きが完了したことが手続画面に表示された時点をいいます。

第3条(保険料領収前の事故)

(1) 保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合には、保険料領収前に発生した事故による損害または費用に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から保険料領収までの間に発生した事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

(4) 保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合で、当社が保険料相当額を領収できないときには、第2条(保険料の払込方法)(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続きを行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして同条(2)の規定を適用します。

第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

(1) 第3条(保険料領収前の事故)(4)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が決済手段所定の手続きを行った場合において、本条(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第2条(保険料の払込方法)(2)の規定を適用します。

第5条(保険料の返還の特則)

保険契約者が後払型決済手段により保険料を払い込む場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還するときは、当社は、保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が

決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条(保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、保険料の払込み前に発生した事故による損害または費用に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3)当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)本条(3)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

追加保険料払込取扱票払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。
(50音順)

	用語	説明
あ	後払型決済手段	クレジットカード払、携帯電話料金合算払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。
け	携帯電話会社	携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。
	携帯電話料金合算払	携帯電話を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。
	決済機関	決済手段を提供する事業者をいいます。
つ	追加保険料	当社が請求した追加保険料の総額をいいます。
	追加保険料払込期日	変更確認書記載の払込期日をいいます。
は	払込取扱票	当社所定の書面(注)による払込取扱票をいいます。 (注)当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行う場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

第2条(追加保険料の払込方法)

- (1)告知事項について告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の事実が発生したことにより危険増加が生じた場合または契約条件変更の申出を承認する場合において、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、次のいずれかの方法により、追加保険料を払い込むことができます。
 - ① 追加保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、当社の定める決済手段によって追加保険料を払い込むことができます。
 - ② 追加保険料払込期日までに、本条(1)①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2)本条(1)①により保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が追加保険料払込みの窓口で払込みを行った時点(注)で追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。
(注)払込みを行った時点とは、当社の定める決済手段による場合、その決済手段の会員規約やサービス利用規約等に

従い手続を行い、追加保険料相当額全額の払込手続が完了したことが手続画面に表示された時点を行います。

第3条(追加保険料領収前の事故)

- (1)追加保険料払込期日までに追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2)当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込んだ場合には、追加保険料領収前に発生した事故による損害または費用に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前に発生した事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が告知事項について告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の事実が発生したことにより危険増加が生じた場合の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (4)本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に発生した事故による損害または費用に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約に従い、保険金を支払います。
- (5)保険契約者が後払型決済手段により追加保険料を払い込む場合で、当社が追加保険料相当額を領収できないときには、第2条(追加保険料の払込方法)(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その追加保険料が払い込まれたものとみなして同条(2)の規定を適用します。

第4条(追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の追加保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済機関に対してこの保険契約にかかわる追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2)保険契約者が決済手段所定の手続を行った場合において、本条(1)の規定により当社が追加保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその追加保険料を払い込んだときは、第2条(追加保険料の払込方法)(2)の規定を適用します。

第5条(保険料の返還の特則)

保険契約者が後払型決済手段により追加保険料を払い込む場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還するときは、当社は、追加保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条(追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の規定により、保険契約者が追加保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、追加保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

第6条(追加保険料領収前の保険金支払)

- (1)第3条(追加保険料領収前の事故)(2)の規定により、被保険者が、追加保険料の払込み前に発生した事故による損害または費用に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとみなしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。
- (3)本条(2)の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、次表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

追加保険料の種類	返還を請求できる保険金の額
① 告知事項について告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の事実が発生したことにより危険増加が生じた場合で、追加保険料を請求したとき。	事故による損害または費用に対して既に支払った保険金の全額
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	次の算式により算出される額 事故による損害または費用に対して既に支払った保険金 — 第3条(追加保険料領収前の事故)(4)の保険金

第7条(当社からの保険契約の解除)

- (1)当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対

する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2)本条(1)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(3)当社は、保険契約者が第4条(追加保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)本条(3)の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。